

実用新案法施行規則

1974.12.29 商工部令 第 402 号	2008.09.30 知識経済部令 第 35 号
1996.06.22 通商産業部令第 041 号	2008.12.31 知識経済部令 第 52 号
1998.02.23 通商産業部令第 079 号	2009.06.30 知識経済部令 第 76 号
1998.12.31 産業資源部令第 018 号	2010.07.28 知識経済部令 第 138 号
1999.07.01 産業資源部令第 066 号	2011.02.25 知識経済部令 第 172 号
2000.10.25 産業資源部令第 114 号	2011.09.28 知識経済部令 第 201 号
2001.06.30 産業資源部令第 128 号	2011.12.02 知識経済部令 第 223 号
2002.02.28 産業資源部令第 157 号	2012.06.28 知識経済部令 第 259 号
2003.05.17 産業資源部令第 203 号	一部改正 2013.01.03 知識経済部令 第 282 号
2003.12.31 産業資源部令第 216 号	他法改正 2013.03.23 産業通商資源部令 第 3 号
2005.02.11 産業資源部令第 256 号	一部改正 2013.06.28 産業通商資源部令 第 14 号
2005.07.01 産業資源部令第 287 号	他法改正 2014.01.29 産業通商資源部令 第 47 号
2005.09.01 産業資源部令第 287 号	一部改正 2014.12.30 産業通商資源部令第 104 号
2006.04.28 産業資源部令第 335 号	一部改正 2015.07.29 産業通商資源部令第 145 号
全文改正 2006.09.29 産業資源部令第 368 号	一部改正 2015.12.31 産業通商資源部令第 178 号
2006.12.29 産業資源部令第 383 号	他法改正 2016.10.04 産業通商資源部令第 220 号
2007.06.29 産業資源部令第 403 号	一部改正 2017.02.28 産業通商資源部令第 246 号

第 1 条(目的) この規則は「実用新案法」及び同法施行令で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(実用新案登録番号等の表示) ①実用新案登録出願をした後、その実用新案登録出願または実用新案権に関する書類・見本その他の物件を特許庁または特許審判院に提出する時には、その実用新案登録出願番号または実用新案登録番号、実用新案登録出願人または実用新案権者の氏名(法人の場合には名称)・「実用新案法」(以下「法」という。)第 3 条により準用される「特許法」第 28 条の 2 に基づく固有番号(以下、「特許顧客番号」という。)[特許顧客番号がない場合には、氏名・住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)]を表示しなければならない。

②**実用新案登録取消申請をしたり**実用新案登録に関する審判または再審の請求をした後、その申請または請求に関する書類・見本その他の物件を特許庁または特許審判院に提出する時には、その**実用新案登録取消申請事件の番号**、審判番号または再審番号とその当事者の氏名(法人の場合には名称)・特許顧客番号[特許顧客番号がない場合には氏名・住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)]を表示しなければならない。

第 3 条(実用新案登録出願書等の提出) ①法第 8 条第 1 項により実用新案登録出願をしようとする者は、別紙第 1 号書式の実用新案登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 明細書・要約書及び図面各 1 通

2. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通
 3. その他の法令による証明書類 1 通
- ②第 1 項の明細書は、「特許法施行規則」別紙第 15 号書式の明細書、要約書は「特許法施行規則」別紙第 16 号書式の要約書、図面は「特許法施行規則」別紙第 17 号書式の図面を準用する。
- ③第 1 項第 1 号の規定による明細書の考案の説明には、次の各号の事項が含まれなければならない。
1. 考案の名称
 2. 技術分野
 3. 考案の背景となる技術
 4. 次の各目の事項が含まれている考案の内容
 - イ. 解決しようとする課題
 - ロ. 課題の解決手段
 - ハ. 考案の効果
 5. 図面の簡単な説明
 6. 考案を実施するための具体的な内容
 7. その他にその考案が属する技術分野において通常の知識を有する者がその考案の内容を容易に理解するために必要な事項
- ④第 3 項第 2 号・第 4 号・第 5 号及び第 7 号の事項は、該当する事項がない場合にはその事項を省略することができる。

第 3 条の 2(外国語実用新案登録出願の言語等) ①法第 8 条の 3 第 1 項にて“産業通商資源部令で定める言語”とは英語を言う。

②法第 8 条の 3 第 1 項の規定により、明細書及び図面を第 1 項の規定による言語で記そうとする者は、その旨を別紙第 1 号書式の実用新案登録出願書に記さなければならない。

第 3 条の 3(外国語実用新案登録出願の韓国語翻訳文提出等) ①法第 8 条の 3 第 1 項の規定により明細書及び図面を韓国語ではない言語で記す実用新案登録出願(以下“外国語実用新案登録出願”という。)の韓国語翻訳文を提出しようとする場合には、書類提出書(「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書を準用する。)に次の各号の書類を添付し、特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第 8 条の 3 第 1 項の規定により、提出した明細書及び図面の韓国語翻訳文各 1 通
 2. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通
- ②法第 8 条の 3 第 3 項の規定により、新しい韓国語翻訳文を提出しようとする場合には書類提出書(「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の書類提出書を準用する。)に次の各号の書類を添付し、特許庁長に提出しなければならない。
1. 法第 8 条の 3 第 1 項の規定により提出した明細書及び図面の新しい韓国語翻訳文各 1 通
 2. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通
- ③法第 8 条の 3 第 6 項の規定により、韓国語翻訳文の誤った翻訳を訂正しようとする者は韓国語翻訳文誤訳訂正書(「特許法施行規則」別紙第 17 号の 2 書式の韓国語翻訳文誤訳訂正書を準用する。)に次の各号の書類を添付し、特許庁長に提出し「特許料等の徴収規則」(以下“徴収規則”という。)第 3 条第 1 項第 8 号の 2 による手数料を納付しなければならない。

1. 訂正事項に対する説明書 1 通
2. 代理人により特許に関する手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 4 条(核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだ実用新案登録出願) ①核酸塩基序列又はアミノ酸序列(以下“序列”という)を含んだ実用新案登録出願をしようとする者は、特許庁長が定める方法によって作成した序列リスト(以下“序列リスト”という)を明細書に書き、その序列リストを収録した電子ファイル(以下“序列リスト電子ファイル”という)を特許庁長が定める方法に従って作成して実用新案登録出願書に添付しなければならない。ただし、特許庁長が定める方法によって作成した序列リスト電子ファイル形式で明細書に書かない場合には、序列リスト電子ファイルを添付しなくてもよい。

②序列を含む実用新案登録出願の補正に関しては、第 1 項を準用する。

第 5 条(微生物の受託番号変更申告) 「実用新案法施行令」(以下“令”と言う)第 9 条第 1 項で準用する「特許法」施行令」第 2 条第 3 項により新しい受託番号を申告しようとする者は、微生物受託番号変更申告書(「特許法施行規則」別紙第 18 号書式の微生物受託番号変更申告書を準用する)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 新しい受託番号を証明する書類 1 通
2. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 6 条(微生物の分譲手続き) 令第 9 条第 1 項で準用する「特許法」施行令」第 4 条第 1 項により微生物の分譲を受けようとする者は、微生物分譲資格証明申請書(「特許法施行規則」別紙第 19 号書式の証明申請書を準用する)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 令第 9 条第 1 項で準用する「特許法施行令」第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する機関に提出する分譲申請書 1 通
2. 令第 9 条第 1 項で準用する「特許法施行令」第 4 条第 1 項 各号のいずれかに該当することを証明する書類 1 通
3. 代理人により手続きを踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 7 条(考案者の追加等) ①実用新案登録出願人が、錯誤により実用新案登録出願書に考案者の中の一部の考案者の記載を抜かしたり、または誤記した時には、その実用新案登録出願の実用新案登録可否決定の前までに追加または訂正することができる。但し、考案者の記載が書き違えたものであることが明白な場合には、その訂正を実用新案登録可否決定以後にもすることができる。但し、考案者の記載が漏れ(実用新案登録出願書に書いた考案者の漏れに限定する)または書き違えたものであることが明白な場合には、実用新案登録可否決定後にも追加または訂正することができる。

②実用新案登録出願人または実用新案権者が第 1 項により考案者を追加または訂正しようとするなら、次の各号による補正書または申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 実用新案権の設定登録前までは「特許法施行規則」別紙第 9 号書式の補正書
 2. 実用新案権の設定登録後には「特許法施行規則」別紙第 29 号書式の訂正発給申請書
- ③代理人により手続きを踏む場合には、第 2 項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第8条(変更出願) ①法第10条第1項により特許出願を基礎として実用新案登録出願に変更出願しようとする者は、別紙第1号書式の実用新案登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 明細書・要約書及び図面各1通
2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類1通
3. その他の法令による証明書類1通

②第1項第1号の明細書は、「特許法施行規則」別紙第15号書式の明細書、要約書は「特許法施行規則」別紙第16号書式の要約書、図面は「特許法施行規則」別紙第17号書式の図面を準用する。

第9条(審査の順位) ①実用新案登録出願に対する審査は、法第12条第1項による出願審査の請求順位に従う。

②第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には次の各号の区分に応じて審査することができる。

1. 次の各目のいずれかに該当する場合:原出願の審査請求順位
 - イ. 法第11条で準用する「特許法」第52条の規定により、分割出願した後、その分割出願を審査請求した場合
 - ロ. 審査請求された特許出願を法第10条の規定により、実用新案登録出願として変更出願した後、その変更出願を審査請求した場合
2. 特許庁長が法第15条で準用する「特許法」第58条第1項の規定により、実用新案登録出願の審査に必要な先行技術の調査を専門機関に依頼した場合:実用新案登録出願に対する審査の効率性を考慮し特許庁長が定める基準に基づく審査順位

第10条(優先審査の申請) 法第15条で準用する「特許法」第61条により実用新案登録出願の優先審査を申請しようとする者は、優先審査申請書(「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書を準用する)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が定める事項を記載した優先審査申請説明書1通
2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類1通

第10条の2(実用新案登録可否決定の保留) ①審査官は、実用新案登録出願審査の請求後出願人が実用新案登録出願日から6ヶ月以内に「特許法施行規則」別紙第22号の2書式の決定保留申請書を特許庁長に提出する場合には、実用新案登録出願日から12ヶ月が経過する前まで実用新案登録可否決定を保留することができる。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 実用新案登録出願が分割出願または変更出願である場合
2. 実用新案登録出願に対して優先審査決定をした場合
3. 実用新案登録可否決定の保留申請がある前に既に実用新案登録拒絶決定書または実用新案登録決定書を通知した場合

②代理人により手続きを踏む場合には、第1項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第10条の3(実用新案登録出願審査の猶予) ①実用新案登録出願人が出願審査の請求をした場合であって、出願審査の請求日から24ヶ月が過ぎた後に実用新案登録出願に対する審査を受けようとするなら、出願審査の請求日から9ヶ月以内に審査を受けようとする時点(出願日から3年以内に限定し、以下“猶予希望時点”という)を書いた「特許法施行規則」別紙第22号の2書式の審査猶予申請書を特許庁長に提出することができる。但し、次の各号に

よる実用新案登録出願書または審査請求書にその趣旨及び猶予希望時点を書くことによりその申請書に代えることができる。

1. 第17条により準用される「特許法施行規則」第37条第1項但し書により実用新案登録出願と同時に審査請求をし審査猶予申請も共にする場合には、別紙第1号書式の実用新案登録出願書

2. 審査請求と同時に審査猶予申請をする場合(第1号の場合は除く)には「特許法施行規則」別紙第22号書式の審査請求書

②実用新案登録出願人が第1項による審査猶予申請を取下げるか猶予希望時点を変更しようとするなら、審査猶予申請書を提出した日から2ヶ月以内に「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下書または「特許法施行規則」別紙第9号書式の補正書を提出しなければならない。

③審査官は、第1項による審査猶予申請があれば猶予希望時点まで実用新案登録出願に対する審査を猶予することができる。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りでない。

1. 実用新案登録出願が分割出願、変更出願または正当な権利者の出願である場合
2. 実用新案登録出願に対して優先審査決定をした場合
3. 実用新案登録出願審査の猶予申請がある前に既に拒絶理由を通知するか実用新案登録決定書を通知した場合
- ④ 代理人によって手続きを行う場合には、第1項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

第11条(実用新案登録証の発給) ①特許庁長は、実用新案権の設定登録をした時には、法第19条第1項によりその実用新案権者に別紙第2号書式の実用新案登録証を発給しなければならない。

②特許庁長は、法第28条で準用する「特許法」第99条により実用新案権を譲渡等の事由により承継した者の申請がある時には、別紙第2号書式の実用新案登録証を再発給することができる。

③特許庁長は、法第19条第2項により実用新案登録証を訂正発給しようとする場合には、別紙第3号書式の登録事項欄にその訂正事項を記載・捺印し、該当実用新案登録証に綴って発給しなければならない。

④特許庁長は、実用新案権者の申請がある時には、実用新案登録証の記載事項を外国語で書いた次の各号の区分による書式の実用新案登録証(以下“外国語実用新案登録証”という)を発給することができる。

1. 英語で書いて発給する場合: 別紙第2号の2書式
2. 日本語で書いて発給する場合: 別紙第2号の3書式
3. ドイツ語で書いて発給する場合: 別紙第2号の4書式
4. フランス語で書いて発給する場合: 別紙第2号の5書式
5. ロシア語で書いて発給する場合: 別紙第2号の6書式
6. スペイン語で書いて発給する場合: 別紙第2号の7書式
7. 中国語で書いて発給する場合: 別紙第2号の8書式
8. アラビア語で書いて発給する場合: 別紙第2号の9書式

第12条(携帯用実用新案登録証の発給) ①特許庁長は、実用新案権者の申請がある時には、別紙第4号書式の携帯用実用新案登録証を発給することができる。

②特許庁長は、第1項の携帯用実用新案登録証が実用新案登録原簿その他の書類と符合しない時には、実用新案権者の申請によりまたは職権で携帯用実用新案登録証を回収し訂正発給したり新しい携帯用実用新案登録証を発

給しなければならない。この場合、携帯用実用新案登録証を訂正発給しようとする場合には、別紙第 4 号書式の登録事項欄にその訂正事項を記載・捺印して発給しなければならない。

③特許庁長は、携帯用実用新案登録証を発給した後、法第 20 条で準用する「特許法」第 86 条第 3 項各号のいずれかに該当し、新しい実用新案登録証を発行しようとする場合には新しい携帯用実用新案登録証を発給しなければならない。

④特許庁長は、実用新案権者の申請がある時には、携帯用実用新案登録証の記載事項を外国語で書いた次の各号の区分による書式の携帯用実用新案登録証(以下“携帯用外国語実用新案登録証”という)を発給することができる。

1. 英語で書いて発給する場合: 別紙第 5 号書式
2. 日本語で書いて発給する場合: 別紙第 6 号書式
3. ドイツ語で書いて発給する場合: 別紙第 7 号書式
4. フランス語で書いて発給する場合: 別紙第 8 号書式
5. ロシア語で書いて発給する場合: 別紙第 9 号書式
6. スペイン語で書いて発給する場合: 別紙第 10 号書式
7. 中国語で書いて発給する場合: 別紙第 11 号書式
8. アラビア語で書いて発給する場合: 別紙第 12 号書式

第 13 条(実用新案登録証等の再発給) 特許庁長は、実用新案権者が実用新案登録証、携帯用実用新案登録証、外国語実用新案登録証又は携帯用外国語実用新案登録証の紛失及び毀損により再発給を申請する時には、これを再発給しなければならない。

第 13 条の 2(登録遅延に伴う実用新案権の存続期間の延長登録出願書) 法第 22 条第 1 項の規定により実用新案権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下この条及び第 13 条の 4 で“延長登録出願人”という)は、「特許法施行規則」別紙第 30 号の 2 書式の延長登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 延長理由及びこれを証明する資料 1 通
2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通

第 13 条の 3(登録遅延に伴う実用新案権の存続期間の延長理由等) 法第 22 条の 3 第 1 項第 5 号で“産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない)”とは、次の各号の事項をいう。

1. その延長登録出願した実用新案登録が実用新案登録出願日から 4 年または出願審査請求日から 3 年のうち遅い日から遅延されて実用新案権の設定登録が成り立ったため実用新案権の存続期間が延長されなければならないという必要性
2. 延長申請の期間とその延長申請の期間には法第 22 条の 2 第 2 項により出願人により遅延された期間は除外されたという説明及びこれを証明することができる資料
3. その他延長理由を証明するために必要な事項

第 13 条の 4(登録遅延に伴う延長登録出願の延長登録可否決定) 審査官は、法第 22 条の 3 による実用新案権の存続期間の延長登録出願に対し延長登録可否決定をしようとするときには特許庁長にこれを報告し次の各号の事項を記した延長登録拒絶決定書又は延長登録決定書を作成して記名捺印しなければならない。但し、延長登録拒絶決定

をする場合には第 3 号及び第 4 号の事項は記さない。

1. 延長登録出願番号
2. 実用新案登録番号
3. 延長期間
4. 遅延された期間の内容
5. 延長登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
6. 延長登録出願人の代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
7. 決定の主文とその理由
8. 決定年月日

第 13 条の 5(出願人により遅延された期間) 令第 4 条の 2 第 4 号で“産業通商資源部令で定める期間”とは、次の各号のいずれか一つに該当する期間であって、その遅延された原因が出願人にある期間をいう。

1. 第 10 条の 2 第 1 項により審査官が出願人の申請により実用新案登録可否決定を保留した場合には、出願人が決定保留申請書を提出した日から、実用新案登録出願日からの 12 ヶ月になる日までの期間
2. 第 10 条の 3 第 3 項により審査官が出願人の申請により実用新案登録出願に対する審査を猶予した場合には、出願人が審査の猶予を申請した日から猶予希望時点(猶予希望時点を変更した場合にはその変更した猶予希望時点をいう)までの期間。但し、出願人が審査猶予申請を取り下げた場合には審査の猶予を申請した日から審査猶予申請を取り下げた日までの期間
3. 第 17 条により準用される「特許法施行規則」第 3 条の 2 第 2 項により特許庁長・特許審判院長又は審判長が期間を定めて電子的イメージの添付書類を書面で提出するように命じた場合には、その期間(法第 3 条により準用される「特許法」第 15 条の第 2 項により出願人の請求により期間が短縮された場合にはその短縮されただけの期間は除外する)
4. 第 17 条により準用される「特許法施行規則」第 8 条第 4 項により特許庁長・特許審判院長又は審判長が証明書類の提出を命じるときに期間を定めて疎明することができる機会を与えた場合には、その期間(法第 3 条により準用される「特許法」第 15 条第 2 項により出願人の請求により期間が短縮された場合にはその短縮されただけの期間は除外する)
5. 第 17 条により準用される「特許法施行規則」第 11 条第 2 項本文により特許庁長又は特許審判院長が不適合なものとする出願書類等を差し戻すという趣旨、差し戻し理由及び疎明期間を記した書面を送付した場合には、その疎明期間(法第 3 条により準用される「特許法」第 15 条第 2 項により出願人の請求により期間が短縮された場合にはその短縮されただけの期間は除外する)
6. 「民事訴訟規則」第 5 条第 3 項又は第 65 条第 3 項により法院事務官等が訴訟書類の補完のために補正を勧告し、又は方式に合う答弁書の提出を促した場合には、その補正を勧告し、又は答弁書の提出を促した日から出願人が訴訟書類を補正し、又は方式に合う答弁書を提出した日までの期間
7. その他特許庁又は特許審判院に継続中の実用新案登録に関する手続き、法第 33 条により準用される「特許法」第 186 条第 1 項又は第 8 項による審決・決定・判決に対する訴訟手続き又は法第 44 条により準用される「特許法」第 224 条の 2 第 2 項による処分の不服に対する行政審判・行政訴訟の手続きで出願人の請求・申請・補正・提出等により遅延された期間

第 13 条の 6(出願及び審査規定の延長登録出願への準用) 登録遅延に伴う実用新案権の存続期間の延長登録出願の出願及び審査に関しては、「特許法施行規則」第 24 条及び第 41 条を準用する。

第 14 条(実用新案登録取消申請書及び審判請求書等) 次の各号の申請書又は請求書に対しては、「特許法施行規則」第 57 条を準用する。

1. 法第 30 条の 2 による実用新案登録取消申請の申請書
2. 法第 31 条、法第 31 条の 2、法第 32 条及び法第 33 条において準用する「特許法」第 132 条の 17、第 135 条から第 137 条までの規定による審判請求の請求書

第 15 条(韓国語翻訳文等の提出) ①法第 35 条及び法第 41 条で準用する「特許法」第 203 条により韓国語翻訳文等を提出しようとする者は、韓国語翻訳文等の提出書(「特許法施行規則」別紙第 57 号書式の「特許法第 203 号による書面」を準用する。以下同じ)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 法第 35 条第 1 項の規定による考案の説明、請求範囲、要約書及び図面の韓国語翻訳文各 1 通
 2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
 3. その他の法令による証明書類 1 通
- ②法第 35 条第 3 項によって新しい韓国語翻訳文を提出しようとする者は、書類提出書(「特許法施行規則」別紙第 13 号書式の“書類提出書”を準用する)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
1. 法第 35 条第 1 項の規定による考案の説明、請求範囲、要約書及び図面の新しい韓国語翻訳文各 1 通
 2. 代理人によって手続きをする場合はその代理権を証明する書類 1 通
- ③法第 41 条で準用する「特許法」第 203 条第 3 項第 1 号の場合に該当し補正をしようとする者は、韓国語翻訳文等の提出書を特許庁長に提出し徴収規則第 3 条第 1 項第 9 号による加算料を納めなければならない。
- ④法第 41 条で準用する「特許法」第 203 条第 3 項第 2 号の場合に該当して補正をしようとする者に対しては、「特許法施行規則」第 13 条を準用する。
- ⑤法第 35 条第 6 項の規定により、韓国語翻訳文の誤った翻訳を訂正しようとする者は韓国語翻訳文誤訳訂正書(「特許法施行規則」別紙第 17 号の 2 書式の韓国語翻訳文誤訳訂正書を準用する。)に次の各号の書類を添付し、特許庁長に提出して徴収規則第 3 条第 1 項第 9 号の 3 に基づく手数料を納付しなければならない。
1. 訂正事項に対する説明書 1 通
 2. 代理人により特許に関する手続を踏む場合には、その代理権を証明する書類 1 通

第 16 条(実用新案登録表示) ①法第 44 条で準用する「特許法」第 223 条により実用新案登録表示をする時には、登録実用新案の物に「実用新案登録」という文字とその実用新案登録番号を表示する。

②実用新案登録出願の表示をするときには、実用新案登録出願の物に“実用新案登録出願(審査中)”という文字とその実用新案登録出願番号を表示する。ただし、実用新案登録出願表示を物にできない場合にはその物の容器または包装にすることができる。

③第 1 項および第 2 項にも関わらず実用新案登録番号または実用新案登録出願番号を表示することに代わり実用新案登録番号または実用新案登録出願番号を掲載したインターネットアドレスを表示することができる。

第 17 条(「特許法施行規則」の準用) ①実用新案登録に関する出願・請求、その他の手続きに関しては、「特許法施行規則」第 1 条の 2、第 2 条、第 3 条、第 3 条の 2、第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2 から第 5 条の 4 まで、第 6 条から第 9 条まで、第 9 条の 2 から第 9 条の 9 まで、第 10 条、第 11 条、第 11 条の 2、第 13 条、第 13 条の 3、第 13 条の 4、第 14 条から第 18 条まで、第 18 条の 2、第 19 条、第 19 条の 2、**第 20 条の 2、第 20 条の 3**、第 24 条から第 27 条まで、第 29 条、第 31 条、第 33 条から第 36 条まで、第 36 条の 2、第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 3、第 40 条、第 41 から第 45 条まで、**第 46 条**、第 48 条、第 51 条、第 55 条、第 55 条の 2、第 57 条の 2、第 58 条、第 60 条から第 65 条まで、第 65 条の 2、第 66 条、第 66 条の 2、第 67 条、**第 67 条の 2、第 68 条、第 69 条**、第 72 条、第 73 条、第 120 条、第 120 条の 2 から第 120 条の 6 までを準用する。この場合、同規則第 11 条第 1 項第 5 号中“明細書(明細書に発明の説明が記載されていない場合を含む)を添付しない場合”は、“明細書(明細書に考案の説明を書かない場合を含む)または図面を添付しない場合”とみなし、同規則第 29 条第 1 項各号以外の部分及び第 31 条第 1 項各号以外の部分中“別紙第 14 号書式の特許出願書”をそれぞれ“別紙第 1 号書式の実用新案登録出願書”とみなす。

②国際出願に関しては「特許法施行規則」第 74 条から第 84 条まで、第 86 条、第 87 条、第 88 条の 2、第 89 条から第 93 条まで、第 93 条の 2、第 94 条、第 95 条、第 95 条の 2、第 97 条から第 99 条まで、第 99 条の 2、第 100 条、第 100 条の 2、第 101 条から第 104 条まで、第 106 条、第 106 条の 2、第 106 条の 4 から第 106 条の 46 までの規定を準用する。

③法第 34 条または法第 40 条第 4 項によって実用新案登録出願とみる国際出願に関しては、「特許法施行規則」第 107 条、第 107 条の 2、第 108 条から第 112 条まで、第 112 条の 2、第 113 条、第 113 条の 2、第 114 条の 2、第 114 条の 3、第 115 条、第 116 条、第 116 条の 2、第 117 条から第 119 条までの規定を準用する。

付 則

①(施行日)この規則は 2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 17 条で準用する「特許法施行規則」第 48 条第 2 項の改訂規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

②(二重出願制度廃止による経過措置)第 8 条の改訂規定の施行の前に提出された特許出願に関しては従前の規定による。

付 則 <第 383 号、2006.12.29>

第 1 条(施行日) この規則は 2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(書式に関する適用例) 書式に関する改正規定は、この規則施行以後に実用新案登録出願・実用新案登録出願審査・実用新案登録・審判及び再審等の手続を行うものことから適用する。

第 3 条(実用新案技術評価と関連する手続に使用される書式) 2006 年 10 月 1 日前に実用新案登録出願をしたものの技術評価と関連するこの規則施行以後の意見提出・補正・訂正等の手続に使用される書式は、次の各号の書式を準用する。

1. 委任状の書式は「特許法施行規則」別紙第 1 号書式
2. 代理人(複代理人)選任の申告、複代理人(特許法人)選任の申告、代理人(複代理人)変更の申告、代理人(複代

理人)委任事項変更の申告、代理人(複代理人)辞任の申告、代理人(複代理人)解任の申告、包括委任援用制限の申告、代表者選任の申告、代表者変更の申告及び代表者解任の申告を行う時には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式

3. 出願人コードを訂正申請する時には、「特許法施行規則」別紙第 5 号書式
4. 電子文書添付書類及び書類(見本、品物、証拠物件)を提出する時には、「特許法施行規則」別紙第 7 号書式
5. 書類を返却要請する時には、「特許法施行規則」別紙第 8 号書式
6. 書誌事項(明細書等)の補正及び訂正明細書等の補正を申請する時には、「特許法施行規則」別紙第 9 号書式
7. 法定(指定)期間延長の申請及び期間懈怠免除の申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 10 号書式
8. 手続受継の申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 11 号書式
9. 実用新案権者の取消理由通知に対する意見及び書類返却の理由通知に対する疎明をする時には、「特許法施行規則」別紙第 24 号書式
10. 書類の謄・抄本の交付申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 29 号書式
11. 実用新案登録取消決定の不服審判を請求する時には、「特許法施行規則」別紙第 31 号書式
12. 登録実用新案の明細書等の訂正請求をする時には、「特許法施行規則」別紙第 32 号書式
13. 書類の電子化内容の訂正申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 59 号書式

第 4 条(実用新案登録異議申立と関連する手続に使用される書式) 法律第 7872 号実用新案法全部改正法律付則第 4 条により、2007 年 6 月 30 日までに実用新案登録異議申立をした場合に、その実用新案登録異議申立後の答弁・補正・訂正等の手続に使われる書式は、次の各号の書式を準用する。

1. 委任状の書式は、「特許法施行規則」別紙第 1 号書式
2. 代理人(複代理人)選任の申告、複代理人(特許法人)選任の申告、代理人(複代理人)変更の申告、代理人(複代理人)委任事項変更の申告、代理人(複代理人)辞任の申告、代理人(複代理人)解任の申告、包括委任援用制限の申告、代表者選任の申告、代表者変更の申告及び代表者解任の申告をする時には、「特許法施行規則」別紙第 2 号書式
3. 出願人コードを訂正申請する時には、「特許法施行規則」別紙第 5 号書式
4. 電子文書添付書類及び書類(見本、品物、証拠物でも)を提出する時には「特許法施行規則」別紙第 7 号書式
5. 書類を返却要請する時には、「特許法施行規則」別紙第 8 号書式
6. 書誌事項(明細書等)の補正、実用新案登録異議申立の補正及び訂正明細書等の補正を申請する時には、「特許法施行規則」別紙第 9 号書式
7. 法定(指定)期間延長の申請及び期間懈怠免除の申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 10 号書式
8. 手続受継の申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 11 号書式
9. 手続の取下(放棄)をする時には「特許法施行規則」別紙第 12 号書式
10. 実用新案権者の異議申立に対する意見、実用新案登録異議申立に対する答弁、実用新案登録異議申立意見(再答弁)の提出及び書類返却の理由通知に対する疎明をする時には、「特許法施行規則」別紙第 24 号書式
11. 書類の謄・抄本の交付申請をする時には、「特許法施行規則」別紙第 29 号書式
12. 実用新案登録取消決定の不服審判を請求する時には、「特許法施行規則」別紙第 31 号書式
13. 登録実用新案明細書等の訂正請求をする時には「特許法施行規則」別紙第 32 号書式
14. 書類の電子化内容の訂正申請をする時には「特許法施行規則」別紙第 59 号書式

付 則 <第 403 号、2007.06.29>

第1条(施行日) この規則は、2007年7月1日から施行する。

第2条(書式に関する適用例) 別紙第1号書式の改正規定は、この規則施行後実用新案登録出願をするものから適用する。

付 則<2008.09.30>

この規則は、2008年10月1日から施行する。

付 則<2008.12.31>

第1条(施行日) この規則は2009年1月1日から施行する。但し、第7条の改正規定、第17条第2項のうち「特許法施行規則」第99条の2及び第100条の2関連改正部分及び同条第3項のうち「特許法施行規則」第116条の2関連改正部分は、公布した日から施行する。

第2条(考案者の追加等に関する適用例) 第7条の改正規定は、この規則の施行後最初に考案者を追加または訂正するものから適用する。

第3条(翻訳文等の提出に関する経過措置) 国際出願日が第15条の改正規定の施行前である国際出願に対する翻訳文等の提出に関しては、従前の規定による。

第4条(国際公開用翻訳文の提出の廃止に伴う経過措置) 国際出願日がこの規則の施行前である国際出願に対する国際公開用翻訳文の提出に関しては、従前の第17条第2項で準用する従前の「特許法施行規則」第96条による。

第5条(書式の改正に関する適用例) 別紙第1号書式の改正規定は、この規則の施行後最初に実用新案登録出願、分割出願、変更出願及び無権利者の出願後に行った正当な権利者の出願をするものから適用する。

付 則<2009.06.30>

第1条(施行日) この規則は、2010年1月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、2009年7月1日から施行する。

第2条(実用新案登録出願書提出等に関する適用例) 第3条第2項、第4条及び第8条の改正規定は、この規則の施行後最初に実用新案登録出願、分割出願、変更出願及び無権利者の出願後にした正当な権利者の出願をするものから適用する。

付 則<2010.07.27>

この規則は、2010年7月28日から施行する。

付 則<2011.02.25>

第1条(施行日) この規則は、2011年4月1日から施行する。

第2条(審査猶予申請に関する適用例) 第10条の3第1項の改正規定は、この規則施行後最初に審査請求をするものから適用する。

付 則<2011.09.28>

この規則は、2011年9月30日から施行する。

付 則<2011.12.02>

第1条(施行日) この規則は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定」が我が国に対しその効力を発生する日から施行する。

第2条(登録遅延に伴う実用新案権の延長登録出願書等に関する適用例) 第13条の2から第13条の6までの改正規定は、この規則施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

付 則<2012.06.28>

第1条(施行日) この規則は2012年7月1日から施行する。ただし、別紙第1号書式の改正規定は2013年1月1日から施行する。

第2条(郵便業務の中断に関する経過措置等) ① この規則施行前に出願した国際出願に対しては第17条第2項の改正規定(「特許法施行規則」第88条に関する部分に限定する)にかかわらず従前の第17条第2項で準用する従前の「特許法施行規則」第88条による。ただし、該当書類の提出期間の満了日から6ヶ月が過ぎた時には適用しない。

② 第17条第2項の改正規定(「特許法施行規則」第88条の2に関する部分に限定する)は、第1項にかかわらずこの規則施行前に出願した国際出願に対しても適用することができる。ただし、「特許協力条約規則」でその手続きに対して定めた期間の満了日から6ヶ月が過ぎた時には適用しない。

付 則<2013.01.03>

第1条(施行日) この規則は2013年3月1日から施行する。

第2条(核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだ実用新案登録出願等に関する適用例) 第4条及び別紙第1号書式の改正規定は、この規則施行後に出願する実用新案登録出願又は国際実用新案登録出願として核酸塩基序列又はアミノ酸序列を含んだものから適用する。

付 則<2013.03.23>(特許庁とその所属機関職制施行規則)

第1条(施行日) この規則は公布した日から施行する。

第2条及び第3条 省略

第4条(他の法令の改正) ①から③まで省略

④実用新案法施行規則の一部を下記の通り改正する。

第13条の3の各号外の部分及び第13条の5の各号外の部分中「知識経済部令」を各々「産業通商資源部令」とする。別紙、第1号書式裏面記載要領の第9号ト目(2)中「教育科学技術部」を「未来創造科学部」とする。

⑤及び⑥省略

付 則<2013.06.28>

この規則は 2013 年 7 月 1 日から施行する。

付 則<2014.01.29>(弁理士法施行規則)

第 1 条(施行日) この規則は 2014 年 1 月 31 日から施行する。

第 2 条(他の法令の改正) ①及び②省略

③実用新案法施行規則一部を下記の通り改正する。

第 13 条の 4 第 6 号中「特許法人」を「特許法人・特許法人(有限)」とする。

④及び⑤省略

付 則<2014.12.30>

この規則は 2015 年 1 月 1 日から施行する。

付 則<2015.07.29>

この規則は 2015 年 7 月 29 日から施行する。

付 則<2015.12.31>

この規則は 2016 年 1 月 1 日から施行する。

付 則<2016.10.04>(特許法施行規則等)

第 1 条(施行日)この規則は公布した日から施行する。

第 2 条(出願人コード用語変更に関する経過措置) ①この規則施行前に従前の規定により付与された出願人コードはこの規則の改正規定による特許顧客番号にみなす。

②この規則施行前に従前の規定により出願人コードの付与を申請した場合にはこの規則の改正規定により特許顧客番号の付与を申請したものとみなす。

第 3 条(代理人コード及び申請人コード用語変更による経過措置)①この規則施行前に従前の規定により付与された代理人コードまたは申請人コードはこの規則の改正規定による代理人番号または申請人番号にみなす。

②この規則施行前に従前の規定により代理人コードまたは申請人コードの付与を申請した場合には、この規則の改正規定により代理人番号または申請人番号の付与を申請したものとみなす。

付 則<2017.02.28>

この規則は 2017 年 3 月 1 日から施行する。